

労使間の
トラブルで
悩んで
いませんか。

ご存じですか？

労働委員会

(表)

～雇用のトラブル～ 「あっせん」で解決しませんか？



労働問題の専門家で経験も豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聴いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◎ 大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁舎本館3階

.....お問い合わせ・ご相談は、お気軽にどうぞ.....

相談ダイヤル 097-536-3650

FAX 097-506-1788 大分県労働委員会 検索



労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、“労働者と使用者との間のトラブルを解決するため”の専門的な都道府県の行政機関です。



無料 **秘密厳守** で以下の業務を行っています。

労働相談

労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスをします。

例えば…

- 突然**解雇**された！
- 賃金**を支払ってくれない。
- 就業規則**を変更したい。
- 有給休暇**のことで聞きたいことが…



アドバイス

解決

他の機関を利用

「あっせん制度」
を利用

あっせん制度

“個々の労働者と事業主との間”で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば…

- 解雇**されたが納得がいかない。撤回してほしい。
- 雇止め**をされたが、更新してほしい。
- 配置転換**を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。



公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて、「歩み寄りによる解決」をお手伝いします。

あっせん申請

事前聞き取り

あっせん

解決

打ち切り

取下げ



詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください

☎ 097-536-3650

● 相談時間 9:00～17:00 (月～金)